

減水量の申告に係るお手続きの流れ

【排水設備申請時(工事着工前)に】

1 お客様

下水道課へ事前にご相談ください。

- 申請書及び図面等の資料(「減水量の申告にかかるお手続き」の〈提出資料〉)を市役所下水道課にお持ちください。注意事項等や手続きについて職員がご説明いたします。申請書類や私設量水器設置場所等を事前協議させていただき、後日回答いたします。

2 お客様

私設量水器を設置してください。

- 事前協議でご提出いただいた資料を市で確認後、私設量水器を設置していただきます。
- 事前の相談時から変更が生じた場合は、その都度ご連絡ください。
- メータ設置が完了したら、「**私設量水器(使用・変更・廃止)届**」をご用意ください。

3 お客様

申請書類を提出してください。

4 下水道課

審査をいたします。

- 必要に応じて現地を確認させていただきます。提出書類を審査し、お客様あてに減水に係る申請に対する回答書を送付します。

【検針日が来たら】

5 お客様

減水量を申告してください。

- 減水の申請を許可した場合、水道の検針日に合わせて私設量水器の使用水量をチェックし、「**減水量申告書(汚水排出量申告書)**」を市に提出してください。

【ご注意ください】

申告書の提出は必ず**検針日から3日以内**に行ってください。期日を過ぎますと減水が認められない場合があります。

6 下水道課

提出された減水量申告書(汚水排出量申告書)を確認します。